

空き家対策特別措置法で 何が変わる？

～ 税制改正のポイント～

老朽空き家を放置していませんか？

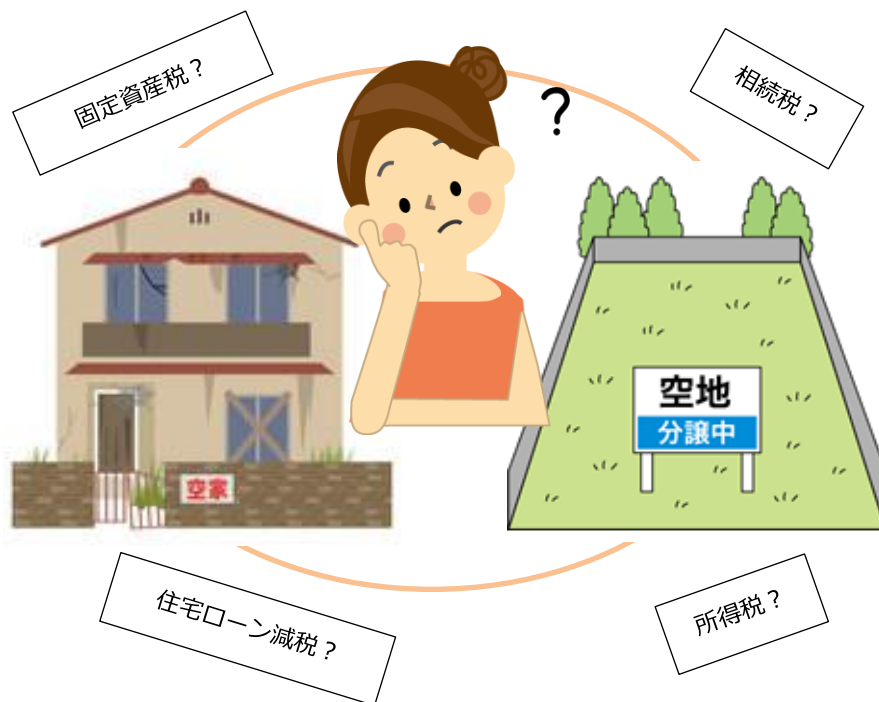
空き家対策特別措置法が施行され、固定資産税が上がってしまうことやその対策として相続税の観点からも税制改正のポイントを徹底解説します。

平成 28 年 1 月 16 日 (土)

10:00～11:30 (9:30 開場)

千葉市生涯学習センターB1F (メディアエッグ)

11:30～ 個別相談会 (3組程度)



講師：住田 靖昭 氏 (税理士)

ランドマーク税理士法人

お問い合わせ：住宅供給公社

043-245-7527

住情報セミナー

「空き家対策特別措置法で何が変わる？」
 ～税制改正のポイント～
 (1/16(土) 千葉市生涯学習センター地下1階
 メディアエッグ)

9:30	受付、開場
10:00-10:05	主催者挨拶
10:05-11:20	セミナー
11:20-11:30	質疑応答・セミナー終了
11:30-11:35	休憩・個別相談会受付
11:35-12:00	個別相談会



千葉市生涯学習センター地図

千葉市生涯学習センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天3丁目7番7号
 TEL. 043(207)5811(代)
 ・ JR 千葉駅東口または北口から徒歩 8 分
 ・ 千葉モノレール「千葉公園駅」から徒歩 5 分

駐車場について

有料駐車場が 138 台分ございますが、駐車台数に限りがありますので、ご来館の際には公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。駐車料金は 2 時間まで無料、その後 20 分ごとに 100 円がかかります。料金にかかわらず、出庫前に必ずセンター「案内」前の精算機で清算をお済ませください。

受講申込書

電話 043-245-5690
 (月～金・第1・3日曜日 10:00～15:00)
 FAX 043-245-5691
 E-mail sumai@cjkk.or.jp
 すまいアップコーナー 行き

申込年月日	平成 年 月 日
フリガナ	
法人名 または個人名	
住所	
連絡先	

※個人情報の取り扱いについて ご記入頂いた個人情報につきましては当課における事業以外には使用しません。